

第10章 消費税転嫁対策特別措置法に関する業務

第1 概説

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、平成25年6月5日に成立し、同年10月1日に施行された。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置を定めており、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、特定事業者の遵守事項として、①減額又は買ったとき（第3条第1号）、②商品購入、役務利用又は利益提供の要請（第3条第2号）、③本体価格での交渉の拒否（第3条第3号）、④報復行為（第3条第4号）を定め、公正取引委員会は、その特定事業者に対し、これらの行為を防止し、又は是正するために必要な指導又は助言をする旨を定め（第4条）、また、これらの消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）が認められた場合には、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置を採るべきことを勧告する旨を定めている（第6条）。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を定めており、事業者又は事業者団体が公正取引委員会に届出をしてする特定の共同行為について、独占禁止法の適用を除外する旨を定めている（第12条）。

第2 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

1 転嫁拒否行為に関する情報収集

(1) 相談窓口における対応

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等に相談窓口を設置しており、当該窓口において転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けている。

平成29年度においては、392件の相談に対応した。

(2) 書面調査

公正取引委員会は、転嫁拒否行為を受けた事業者にとって、自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、転嫁拒否行為を受けた事業者からの情報提供を受動的に待つだけでなく、書面調査を実施し、中小企業・小規模事業者等（売手側）から転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行っている。

平成29年度においては、中小企業庁と合同で、中小企業・小規模事業者等（売手側。約280万名）に対する悉皆的（しっかいてき）な書面調査を実施した。また、中小企業庁と合同で、個人事業者（売手側。約350万名）に対する書面調査を実施した。

(3) 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査

公正取引委員会は、平成29年度において、様々な業界における転嫁拒否行為に関する

情報や取引実態を把握するため、1,009名の事業者及び346の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した。

(4) 移動相談会

公正取引委員会は、事業者にとって、より一層相談しやすい環境を整備するため、全国各地で移動相談会を実施しており、平成29年度においては、43回実施した。

(5) 下請法の書面調査の活用

公正取引委員会は、下請法の書面調査を通じて、転嫁拒否行為に関する情報も併せて収集し、転嫁拒否行為に関する情報が得られた場合には、速やかに調査を行った。

(6) 下請法との一体的な運用

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において、下請法に違反する事実（発注書面不交付・不備、受領拒否、割引困難な手形の交付等）が判明した場合には、下請法に基づき迅速かつ厳正に対処した。

2 転嫁拒否行為に対する調査・措置等

(1) 転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

公正取引委員会は、様々な情報収集活動によって把握した情報を踏まえ、立入検査等の調査を積極的に実施し、転嫁拒否行為に対しては、指導により転嫁拒否行為に係る不利益の回復等の必要な改善措置を講ずるよう迅速かつ厳正に対処している。また、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には勧告を行うとともに、特定事業者名、違反行為の概要等を公表している。

平成29年度においては、5件について勧告を行い、370件について指導を行った（第1表参照）。

第1表 転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

(単位：件)

	勧告	指導
平成29年度	5 (1)	370 (16)
平成28年度	6 (0)	362 (20)
累計(注1)	43 (8)	2,121 (140)

(注1) 累計の数値は、平成25年10月から平成30年3月までの累計である。

(注2) () 内の件数は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導の件数で内数である。

第2表 勧告及び指導件数の内訳（業種別）

(単位：件)

業種	平成29年度			平成28年度			累計（注3）		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
建設業	0	54	54	2	54	56	4	236	240
製造業	0	84	84	0	66	66	1	553	554
情報通信業	1	42	43	1	37	38	4	194	198
運輸業（道路貨物運送業等）	0	12	12	1	14	15	1	130	131
卸売業	0	28	28	0	20	20	1	156	157
小売業	1	29	30	0	39	39	8	237	245
不動産業	2	21	23	0	19	19	8	84	92
技術サービス業（広告・建築設計業等）	0	15	15	0	15	15	0	114	114
学校教育・教育支援業	0	10	10	1	19	20	3	47	50
その他（注4）	1	75	76	1	79	80	13	370	383
合計	5	370	375	6	362	368	43	2,121	2,164

(注3) 累計の数値は、平成25年10月から平成30年3月までの累計である。

(注4) 「その他」は、娯楽業、医療福祉、事業サービス業（ビルメンテナンス業、警備業等）等である。

(注5) 複数の業種にわたる場合は、当該事業者の主たる業種により分類している。

(2) 行為類型別件数

平成29年度において勧告又は指導が行われた違反行為を行為類型別にみると、買ったたき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）が363件、減額（同法第3条第1号前段）が36件、本体価格での交渉の拒否（同法第3条第3号）が1件となっている（第3表参照）。

第3表 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

(単位：件)

行為類型	平成29年度			平成28年度			累計（注6）		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
減額	0	36	36	0	19	19	3	106	109
買ったたき	5	358	363	6	356	362	43	1,793	1,836
商品購入、役務利用又は利益提供の要請	0	0	0	0	0	0	0	49	49
本体価格での交渉の拒否	0	1	1	0	3	3	0	249	249
合計（注7）	5	395	400	6	378	384	46	2,197	2,243

(注6) 累計の数値は、平成25年10月から平成30年3月までの累計である。

(注7) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と、第1表及び第2表に記載の件数（勧告及び指導の合計件数）とは一致しない。

(3) 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成29年度においては、転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益について、特定事業者357名から、特定供給事業者2万1698名に対し、総額8億1008万円の原状回復が行われた。

第4表 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

	平成29年度	平成28年度	累計（注8）
原状回復を行った特定事業者数	357名	293名	1,211名
原状回復を受けた特定供給事業者数	21,698名	36,137名	115,988名
原状回復額	8億1008万円	9億2957万円	28億2564万円

（注8）累計の数値は、平成26年4月から平成30年3月までの累計である。

3 勧告事件及び主な指導事例

平成29年度における勧告事件及び主な指導事例は次のとおりである。

(1) 勧告事件

事業内容	違反行為の概要	関係法条
不動産業 (29.7.14勧告)	不動産取引業、建築工事業等を営む住友不動産㈱は、自社が一般消費者から請け負う住宅の改築工事に伴う大工工事の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段（買ったとき）
社会福祉、介護事業 (29.9.14勧告)	教育講座の運営等の事業を営む㈱ニチイ学館は、教育指導業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 【本件は、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、処理した案件である。】	第3条第1号後段（買ったとき）
新聞業 (29.12.14勧告)	日刊新聞の発行及び販売等の事業を営む㈱西日本新聞社は、 ア 日刊新聞の販売促進業務（新聞の新規購読者の獲得や既存の購読者に対する契約更新手続等の業務）を委託している人格のない社団等である事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 イ 日刊新聞等に掲載する記事、写真、イラスト等の原稿作成業務を委託している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段（買ったとき）
駐車場業 (30.2.1勧告)	駐車場事業を営むエコロシティ㈱は、駐車場用地の賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。 【本件は、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、処理した案件である。】	第3条第1号後段（買ったとき）

事業内容	違反行為の概要	関係法条
小売業 (30.2.6勧告)	大規模小売事業者であり、音楽・映像ソフト、楽器等の小売業のほか、音楽教室の運営等の事業を営む(株)山野楽器は、 ア 音楽教室の生徒に対する楽器の演奏等の指導業務を委託している事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 イ 自社が販売する楽器を顧客が選定するための助言等を行う業務を委託している事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに手数料を据え置いて支払った。 【本件は、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、処理した案件である。】	第3条第1号後段(買ったとき)

(2) 主な指導事例

業種	違反行為の概要	関係法条
小売業	大規模小売事業者であるA社は、納入業者(特定供給事業者)に対し、仕入代金について、納入ごとに本体価格に消費税率を乗じて1円未満の端数を切り捨てた額を消費税額として支払うことで、支払ごとに商品の本体価格を合計し消費税額を計算した場合と比べ、支払総額を1円以上減じていた。	第3条第1号前段(減額)
建設業	B社は、住宅の建築工事を委託している事業者(特定供給事業者)に対し、平成25年10月から平成26年3月の間に発注し、平成26年4月1日以後に引渡しを受けた物件の工事代金について、消費税率の引上げ分相当額を減じて支払っていた。	第3条第1号前段(減額)
情報通信業	C社は、スマートフォン向けゲームのシナリオの制作を委託している事業者(特定供給事業者)に対し、著作権の譲渡代金について消費税相当額を減じて支払っていた。	第3条第1号前段(減額)
放送業	D社は、翻訳作業、取材、原稿執筆等の業務を委託している事業者(特定供給事業者)及びライブカメラ設置場所の賃貸人(同)に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの対価を据え置いていた。	第3条第1号後段(買ったとき)
情報通信業	E社は、ソーシャルネットワーキングサービスの提供を行っていると、記事等のコンテンツの制作業務を委託している事業者(特定供給事業者)に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。	第3条第1号後段(買ったとき)
製造業	F社は、法律顧問、技術顧問、清掃及び産業医の派遣に係る業務を委託しているそれぞれの事業者(特定供給事業者)に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。	第3条第1号後段(買ったとき)
娯楽業	G協同組合は、インストラクター業務を委託している組合員事業者(特定供給事業者)、器材のリース先事業者(同)及び看護業務を委託している事業者(同)に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの対価を据え置いていた。	第3条第1号後段(買ったとき)
医療業	H法人は、平成26年4月1日以後の医薬品及び医療用材料の納入業者(特定供給事業者)との価格交渉において、税込価格での交渉を余儀なくさせていた。	第3条第3号(本体価格での交渉の拒否)

第3 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

1 制度の概要

消費税転嫁対策特別措置法では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税

の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為について、公正取引委員会に事前に届け出ることにより独占禁止法に違反することなく行うことができるものとしている（第12条）。

2 届出の受付等

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等において、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為の届出を受け付けたほか、事業者又は事業者団体からの届出書の記載方法等に関する相談を受け付けた。

平成29年度においては、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（以下「転嫁カルテル」という。）7件、消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（以下「表示カルテル」という。）1件の合計8件の届出を受け付けた（転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数は第5表、業種別届出件数は第6表参照）。転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況は、届出を受け付けた月ごとに取りまとめて、翌月、公正取引委員会のウェブサイトに掲載した。

平成29年度においては、2件の相談に対応した。

第5表 転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数

（単位：件）

	転嫁カルテル	表示カルテル	合計
平成29年度	7	1	8
平成28年度	11	0	11
累計（注1）	194	140	334

（注1）累計の数値は、平成25年10月から平成30年3月までの累計である。

第6表 業種別届出件数

（単位：件）

	転嫁カルテル			表示カルテル		
	平成29年度	平成28年度	累計（注2）	平成29年度	平成28年度	累計（注2）
製造業	1	2	95	0	0	79
卸売業	0	2	59	0	0	49
小売業	1	4	51	0	0	45
サービス業	2	3	48	1	0	22
その他（注4）	3	2	29	0	0	10
合計	7	13	282	1	0	205

（注2）累計の数値は、平成25年10月から平成30年3月までの累計である。

（注3）複数の業種にわたる場合の届出があるので、合計の数字は第5表に記載の届出件数と一致しない。

（注4）「その他」の業種は、運輸業、建設業等である。

3 政令指定組合からの届出に係る主務大臣に対する通知

消費税転嫁対策特別措置法では、法律の規定に基づいて設立された組合であって政令で定めるもの（以下「政令指定組合」という。）は、当該政令指定組合の設置根拠法の規定にかかわらず、転嫁カルテル及び表示カルテルをすることができることとされており（第13条第1項）、公正取引委員会は、政令指定組合からの届出を受理したときは、当該政令指定組合を所管する大臣に通知を行うこととされている（第13条第2項）。

第4 消費税転嫁対策特別措置法の普及・啓発

公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税転嫁対策特別措置法の周知等の転嫁拒否行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

1 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会等

(1) 公正取引委員会主催説明会

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、平成29年度においては、42回実施した。

(2) 講師派遣

公正取引委員会は、商工会議所、商工会、事業者団体等が開催する説明会等に、当委員会事務総局の職員を講師として派遣しており、平成29年度においては、職員を15回派遣した。

2 消費税転嫁対策特別措置法に係る広報

(1) パンフレット

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法等の内容を分かりやすく説明した事業者等向けパンフレットを当委員会のウェブサイトに掲載しているほか、商工会議所、商工会、地方公共団体等に配布した。

また、消費税転嫁対策特別措置法の運用を踏まえ、公正取引委員会のウェブサイトにおいて主な違反事例について説明したパンフレットを掲載しているほか、商工会議所、商工会等に配布した。

(2) ウェブサイトの活用

公正取引委員会は、当委員会のウェブサイト「消費税転嫁対策コーナー」を設けており、リーフレット、パンフレット等の資料、相談窓口（転嫁拒否行為等についての相談窓口）・届出窓口（転嫁カルテル及び表示カルテルの届出窓口）、月ごとの転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」等を掲載した。

(3) 転嫁拒否行為の未然防止に係る集中的な広報

公正取引委員会は、転嫁拒否行為が禁止されていること、転嫁拒否行為に対して当委員会が厳しく監視していること及び転嫁拒否行為に関する積極的な情報提供を求めていることを広く周知するため、平成29年11月に、新聞広告、雑誌広告、ラジオ広告及びインターネット広告により、事業者向け広報を集中的に実施した。